

## 久米島町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 久米島町

事 業 名 : 下水道事業  
(特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業)

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 18 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	特定環境保全公共下水道事業 平成7年4月(供用開始後30年) 農業集落排水事業 平成14年5月(供用開始後23年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用(令和6年度より)
処理区域内人口密度	特定環境保全公共下水道事業 14.71人/ha(令和6年度) 農業集落排水事業 11.84人/ha(令和6年度)	流域下水道等への 接続の有無	特定環境保全公共下水道事業:無 農業集落排水事業:無
処理区数	特定環境保全公共下水道事業 処理区数:2処理区(イーフ処理区、仲泊処理区) 農業集落排水事業 処理区数:1処理区(仲泊処理区)※特定環境保全公共下水道事業の管路に接続しています。		
処理場数	特定環境保全公共下水道事業 処理場数:2処理場(イーフ浄化センター、清水浄化センター) 農業集落排水事業 処理場数:なし※清水浄化センターに接続しています。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	農業集落排水事業においては処理場を建設せずに特定環境保全公共下水道事業の管路に接続し、施設の最適化を図った。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>基本料金と超過料金の合計額に消費税を加えた金額としています。料金体系は以下のとおりです。</p> <p>料金体系</p> <table border="1" data-bbox="462 302 1117 481"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金 1㎡につき</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>料金 (円)</th> <th>水量</th> <th>料金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般家庭</td> <td rowspan="3">8㎡まで</td> <td rowspan="3">500</td> <td>9㎡～20㎡まで</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>21㎡～30㎡まで</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>31㎡以上</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※料金体系は税抜き額を表示しております。</p> <p>料金計算例: 15㎡使用した場合</p> <table border="1" data-bbox="470 560 997 784"> <tr> <td>基本料金</td> <td>500円(8㎡まで含まれる)</td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td>73円 × (15㎡-8㎡) = 511円</td> </tr> <tr> <td>基本 + 従量</td> <td>500円 + 511円 = 1,011円</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>1,011円 × 10% = 101円</td> </tr> <tr> <td>下水道料金</td> <td>1,011円 + 101 = 1,112円</td> </tr> </table>				用途別	基本料金		超過料金 1㎡につき		単位	料金 (円)	水量	料金 (円)	一般家庭	8㎡まで	500	9㎡～20㎡まで	73	21㎡～30㎡まで	89	31㎡以上	100	基本料金	500円(8㎡まで含まれる)	従量料金	73円 × (15㎡-8㎡) = 511円	基本 + 従量	500円 + 511円 = 1,011円	消費税	1,011円 × 10% = 101円	下水道料金	1,011円 + 101 = 1,112円
用途別	基本料金		超過料金 1㎡につき																													
	単位	料金 (円)	水量	料金 (円)																												
一般家庭	8㎡まで	500	9㎡～20㎡まで	73																												
			21㎡～30㎡まで	89																												
			31㎡以上	100																												
基本料金	500円(8㎡まで含まれる)																															
従量料金	73円 × (15㎡-8㎡) = 511円																															
基本 + 従量	500円 + 511円 = 1,011円																															
消費税	1,011円 × 10% = 101円																															
下水道料金	1,011円 + 101 = 1,112円																															
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>基本料金と超過料金の合計額に消費税を加えた金額としています。料金体系は以下のとおりです。</p> <p>料金体系</p> <table border="1" data-bbox="470 929 1141 1120"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金 1㎡につき</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>料金 (円)</th> <th>水量</th> <th>料金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">業務用排水</td> <td rowspan="3">8㎡まで</td> <td rowspan="3">500</td> <td>9㎡～20㎡まで</td> <td>73</td> </tr> <tr> <td>21㎡～30㎡まで</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>31㎡以上</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※料金体系は税抜き額を表示しております。 ※水道の用途別(営業用、官公署用、共用、臨時用を含めて)営業用とする。</p> <p>料金計算例: 15㎡使用した場合</p> <table border="1" data-bbox="478 1209 989 1422"> <tr> <td>基本料金</td> <td>500円(8㎡まで含まれる)</td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td>73円 × (15㎡-8㎡) = 511円</td> </tr> <tr> <td>基本 + 従量</td> <td>500円 + 511円 = 1,011円</td> </tr> <tr> <td>消費税</td> <td>1,011円 × 10% = 101円</td> </tr> <tr> <td>下水道料金</td> <td>1,011円 + 101 = 1,112円</td> </tr> </table>				用途別	基本料金		超過料金 1㎡につき		単位	料金 (円)	水量	料金 (円)	業務用排水	8㎡まで	500	9㎡～20㎡まで	73	21㎡～30㎡まで	89	31㎡以上	100	基本料金	500円(8㎡まで含まれる)	従量料金	73円 × (15㎡-8㎡) = 511円	基本 + 従量	500円 + 511円 = 1,011円	消費税	1,011円 × 10% = 101円	下水道料金	1,011円 + 101 = 1,112円
用途別	基本料金		超過料金 1㎡につき																													
	単位	料金 (円)	水量	料金 (円)																												
業務用排水	8㎡まで	500	9㎡～20㎡まで	73																												
			21㎡～30㎡まで	89																												
			31㎡以上	100																												
基本料金	500円(8㎡まで含まれる)																															
従量料金	73円 × (15㎡-8㎡) = 511円																															
基本 + 従量	500円 + 511円 = 1,011円																															
消費税	1,011円 × 10% = 101円																															
下水道料金	1,011円 + 101 = 1,112円																															
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>水道水以外の水を使用した場合はその使用水量とし、使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。製氷業その他の営業で、現に使用する水の量が排出汚水量と著しく異なるときは、その使用者が規則で定めるところにより毎使用月の排出汚水量を記載した申告書その使用月の末日から起算して7日以内に町長はその申告書を審査してその使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。</p>																															
<p>【特定環境保全公共下水道事業】</p> <p>条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>令和4年度 1,513 円(税込)</p>	<p rowspan="3">実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>令和4年度 1,641 円(税込)</p>																													
<p>令和5年度 1,513 円(税込)</p>	<p>令和5年度 1,798 円(税込)</p>																															
<p>令和6年度 1,513 円(税込)</p>	<p>令和6年度 1,838 円(税込)</p>																															
<p>【農業集落排水事業】</p> <p>条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>令和4年度 1,513 円(税込)</p>	<p rowspan="3">実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>令和4年度 1,352 円(税込)</p>																													
<p>令和5年度 1,513 円(税込)</p>	<p>令和5年度 1,547 円(税込)</p>																															
<p>令和6年度 1,513 円(税込)</p>	<p>令和6年度 1,767 円(税込)</p>																															

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>下水道事業は上下水道課の下水道班で運営しており、令和7年4月1日現在は2名が業務に従事しています。</p> <p>【上下水道課】</p>
事 業 運 営 組 織	令和6年度より地方公営企業法の一部適用へ移行し、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業ともに上下水道課で運営を行っております。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター、管路(漏水や詰まり)の維持管理を民間委託で行っています。
	イ 指定管理者制度	特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業ともに該当ありません。
	ウ PPP・PFI	特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業ともに該当ありません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	太陽光パネルを活用した自然エネルギーを利用しております。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業ともに該当ありません。
DX に 関 する 取 組	管路情報のデジタル管理(GISによる管路図等)、遠方監視装置の一部導入(主要設備の感知警報)	

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

【特定環境保全公共下水道事業について】

- ・経常収支比率が100%を超えており、健全な運営が行えているように見えますが、収入には一般会計からの繰入金が含まれていることに注意が必要です。
- ・経費回収率は100%を下回っており、今後も回収率向上に努める必要があります。
- ・接続率は類似団体より低く、併せて普及率も低いことから、今後は下水道接続への啓発活動と区域内の施設整備を行っていくことが必要です。
- ・管渠改善率は低い値となっていますが、管路の供用開始から30年と法定耐用年数(50年)に達していないことから、更新の緊急性はありません。

特定環境保全公共下水道事業					
経営指標	団 体	法 非 適 用 法 適 用			数値指標の意味及び見方
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
経常収支比率(%)	久米島町	—	—	106.20	単年度の収支が黒字であることを示す指標。100%以上となることが望ましい。
	類似団体平均	—	—	106.38	
経費回収率(%)	久米島町	—	—	25.86	汚水に係る費用が、どの程度収益で賄えているかを表した指標。100%以上となることが望ましい。
	類似団体平均	—	—	66.63	
接 続 率 ( % )	久米島町	69.37	68.87	67.92	使用料収入の増加等の観点から100%に近づけることが望ましい。
	類似団体平均	84.34	84.73	84.21	
管渠改善率(%)	久米島町	0.13	0.11	0.34	当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標。
	類似団体平均	0.08	0.06	0.05	

※経常収支比率について法非適用年度は算出できないためハイフン表示としています。

※経費回収率については算出方法が異なるため、ハイフン表示としています。

【農業集落排水事業について】

- ・経常収支比率が100%以下の水準、費用を収益で賄えていない状況であることが伺えます。
- ・経費回収率は100%を下回っているため、回収率向上に努める必要があります。
- ・接続率はR5と比べて微増していますが類似団体よりも低いことから、引き続き下水道接続への啓発活動を行っていくことが必要です。
- ・管渠改善率は低い値となっていますが、管路の供用開始から23年と法定耐用年数(50年)に達していないことから、更新の緊急性はありません。

農業集落排水事業					
経営指標	団 体	法 非 適 用 法 適 用			数値指標の意味及び見方
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
経常収支比率(%)	久米島町	—	—	87.43	単年度の収支が黒字であることを示す指標。100%以上となることが望ましい。
	類似団体平均	—	—	106.62	
経費回収率(%)	久米島町	—	—	42.47	汚水に係る費用が、どの程度収益で賄えているかを表した指標。100%以上となることが望ましい。
	類似団体平均	—	—	47.96	
接 続 率 ( % )	久米島町	67.18	70.71	71.39	使用料収入の増加等の観点から100%に近づけることが望ましい。
	類似団体平均	84.39	83.96	83.54	
管渠改善率(%)	久米島町	0.00	0.00	0.00	当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標。
	類似団体平均	0.03	0.03	0.03	

※経常収支比率について法非適用年度は算出できないためハイフン表示としています。

※経費回収率については算出方法が異なるため、ハイフン表示としています。

## 2. 将来の事業環境

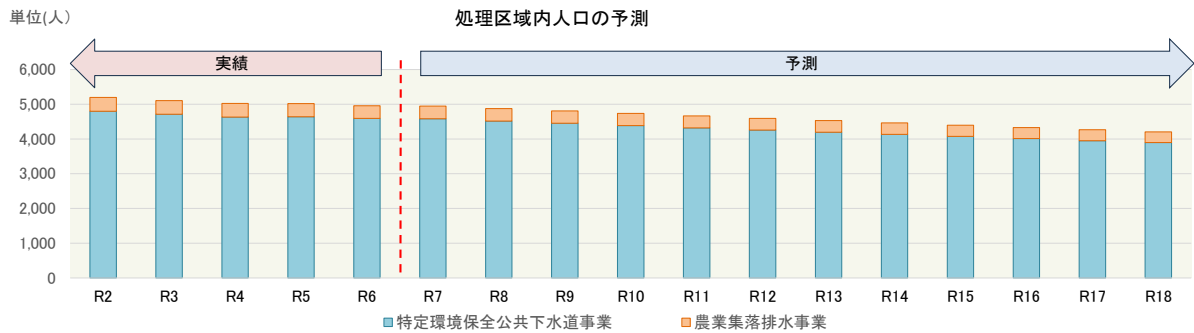
### (1) 処理区域内人口の予測

本町の行政区域内人口は実績値として令和2年度の7,619人から令和6年度の4年間594人減少し、7,025人となっています。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)による今後の人口推移は令和17年度で5,702人と令和2年度の人口を100%とし約21%減になる見込みとなっており、令和17年度以降も減少していくと予測されます。令和2年度の実績人口値(7,619人)と社人研の人口値(7,192人)と427人差があることから、実績人口値と社人研の推計指数を用いて推計すると本町の令和18年度の人口は5,957人と推測されます。また本町の処理区域内人口は実績値として令和2年度の5,196人から令和6年度の4,958人と238人減少しました。今後も行政区域内人口の減少に伴い引き続き減少し、令和18年度には4,206人になると想定されます。処理区域内人口は過去2年間の平均普及率に行政区域内人口を乗じて算定しています。

国立社会保障・人口問題研究所(令和5年12月22日公表)より							
	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32
久米島町行政人口(人)	7,192	6,618	6,141	5,702	5,300	4,914	4,520
総人口の指数(%)	100	92.0	85.4	79.3	73.7	68.3	62.8

※総人口指数とは令和2(2020)年の総人口を100としたときの指数(%)を表しています。

	実績値						予測値			
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R12	R17	R18	
実績値に基づく行政予測人口(人)	7,619	7,450	7,280	7,129	7,025	7,009	6,507	5,957		

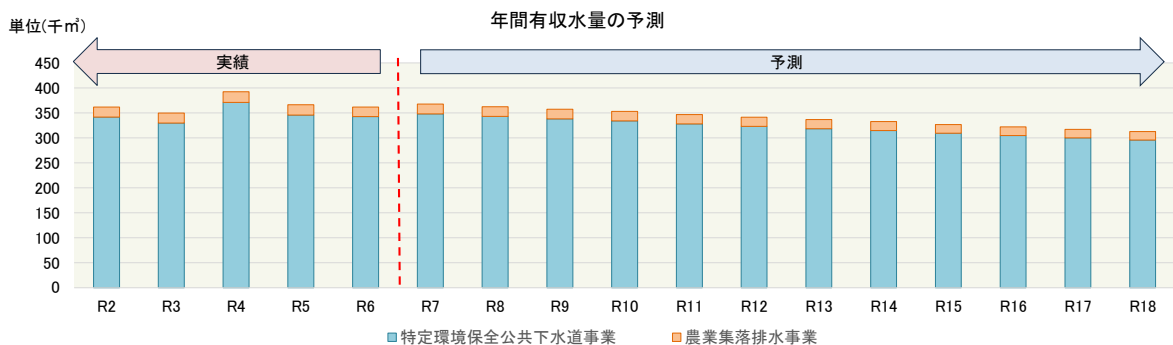


(単位:人)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
特定環境保全公共下水道事業	4,801	4,711	4,633	4,642	4,591	4,584	4,518	4,453	4,387	4,321	4,255	4,195	4,134	4,073	4,012	3,951	3,896
農業集落排水事業	395	393	393	379	367	364	359	354	349	344	338	334	329	324	319	314	310
計	5,196	5,104	5,026	5,021	4,958	4,948	4,877	4,807	4,736	4,665	4,593	4,529	4,463	4,397	4,331	4,265	4,206

### (2) 有収水量の予測

有収水量の実績値を見ると、令和2年度には362千 $m^3$ でしたが、令和4年度には392千 $m^3$ まで増加しました。しかし、令和5年度で366千 $m^3$ 、令和6年度で362千 $m^3$ と減少しています。今後は、上記(1)処理区域内人口の予測に基づき、人口減少に伴って有収水量も年々減少し、令和18年度には313千 $m^3$ になると見込まれます。また、有収水量は一日平均排水水量に年間日数を乗じて算定しております。

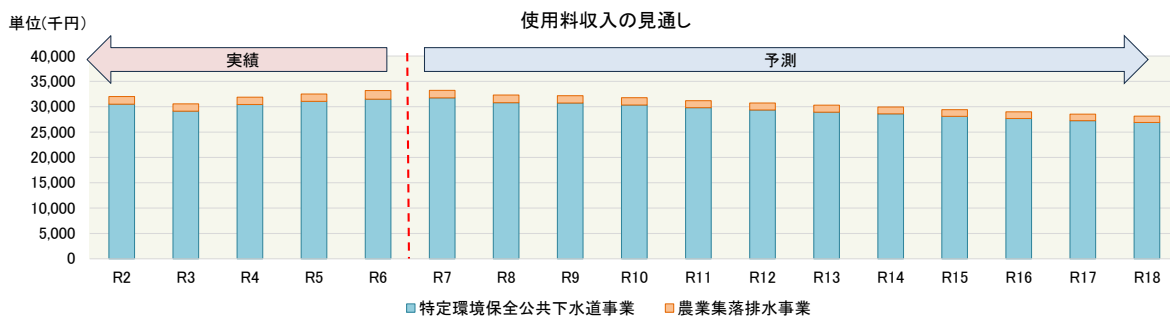


(単位:千 $m^3$ )

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
特定環境保全公共下水道事業	342	330	371	345	343	348	343	338	334	328	323	318	315	309	304	300	296
農業集落排水事業	20	20	21	21	19	20	20	19	19	19	18	18	18	18	17	17	17
計	362	350	392	366	362	368	362	357	353	347	341	337	333	327	322	317	313

(3) 使用料収入の見通し

本町の使用料収入の実績は令和2年度は32,025千円でしたが、令和6年度は33,183千円に微増しました。今後は、有収水量の減少に伴い年々減少し、令和18年度には28,145千円になると見込まれます。  
また、使用料収入は過去2年間の使用料収入の平均値を、同じく過去2年間の使用料単価の平均値で除して算出した使用料単価に年間有収水量を乗じて算定しております。



	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
特定環境保全公共下水道事業	30,511	29,123	30,443	31,059	31,504	31,758	30,797	30,726	30,345	29,808	29,354	28,941	28,595	28,103	27,680	27,256	26,883
農業集落排水事業	1,514	1,447	1,435	1,448	1,679	1,467	1,521	1,446	1,427	1,400	1,377	1,360	1,346	1,319	1,302	1,279	1,262
計	32,025	30,570	31,878	32,507	33,183	33,225	32,318	32,172	31,772	31,208	30,731	30,301	29,941	29,422	28,982	28,535	28,145

(税込 単位:千円)

(4) 施設の見通し

管路について、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業ともに法定耐用年数を経過しておらず問題はありますが、処理場の浄化センター設備については更新が必要となっています。今後も安定的な下水道事業運営のため、補助金を活用した計画的な更新が必要です。

(5) 組織の見通し

上記「(1)事業の概況③組織」で述べたとおり、現在必要最小限の人数(2人体制)で下水道事業を運営しており、慢性的な職員不足の状態です。加えて今後、下水道施設の老朽化や自然災害等の緊急事態への備えも求められることから、業務の効率化を進め、職員一人ひとりの負担軽減を図る必要があります。

3. 経営の基本方針

特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業

方針1 施設の適正な維持管理

①施設維持管理費の抑制・・・修繕・改築の平準化等を計画的に推進し、財政負担の低減を図ります。

方針2 経営の安定化

①接続率向上・・・主たる財源である使用料収入の確保のために、下水道接続への加入促進に努めます。

②企業会計の活用・・・令和6年度から公営企業会計に移行し、複式簿記会計へ会計方式を切り替えています。これにより、財政状況をより詳細かつ多角的に把握できるようになり、きめ細やかな経営分析が可能となっています。こうした分析結果を踏まえ経営の透明化を図り、今後も経営基盤のさらなる強化に努めます。

③経費回収率の向上・・・収支の改善を図り経費回収率を令和18年度に60.62%以上に向上するように取り組みます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	本町では、基本方針で掲げた取り組みの実現に向けて次のような目標を設けました。			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画処理区域内の下水道整備の推進</li> <li>・安定的な事業運営のため、老朽化施設の計画的な更新</li> <li>・計画的な浄化センターの耐震補強の実施</li> <li>・令和18年度を目標に投資の最適化を図る</li> </ul>			
	目標経営指標	R6	R12	R18
整備率	80.21%	81.60%	81.60%	

計画期間の投資(施設整備)は補助事業にて実施するものとし、単独事業の予定はありません。

補助事業の財源は、国県からの補助金60%、企業債発行40%で試算しています。

※農業集落排水事業での投資計画はありません。

投資額

(単位:千円)

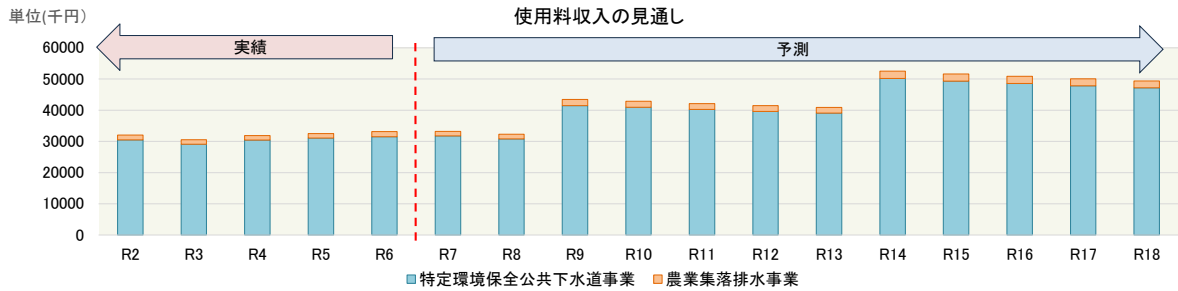
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	合計
管渠(マンホール)	30,203	62,150	109,200	156,000	161,000	156,000	161,000	156,000	156,000	156,000	156,000	161,000	156,000	161,000	156,000	1,459,553
処理場設備	22,000	37,875	69,680	86,528	46,384	36,504	72,384	70,000	90,000	60,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	621,355
合計	52,203	100,025	178,880	242,528	207,384	192,504	233,384	226,000	246,000	216,000	186,000	191,000	186,000	191,000	186,000	2,834,908

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	今後も持続可能な健全経営と汚水処理サービスの向上を念頭に、使用料の適正化及び施設整備に係る費用の財源確保と一般会計からの繰入金の低減に努めるため、次のような目標を設けました。 ・接続促進を図り、接続率の低下をさせないことで下水道使用収入の低下を防ぐ。 ・使用料の適正化を図り、基準外繰入金の抑制に努める。 ・令和18年度を目標に財源の最適化を図る			
	目標経営指標	R6	R12	R18
	経費回収率	26.38%	48.87%	60.62%
	接続率	68.17%	68.58%	68.60%

財源の考え方は以下のとおりです。

- ・下水道料金  
 目標を達成するためには料金改定を行わなければならない状況となっています。  
 これを受け、令和9年に35%、令和14年に30%料金改定を行う予定です。  
 上記のとおり料金改定をした結果、令和9年には43,432千円、令和18年度には49,395千円になると見込まれます。



	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
特定環境保全公共下水道事業	30,511	29,123	30,443	31,059	31,504	31,758	30,797	41,481	40,966	40,242	39,629	39,070	50,185	49,322	48,579	47,835	47,180
農業集落排水事業	1,514	1,447	1,435	1,448	1,679	1,467	1,521	1,951	1,926	1,890	1,859	1,835	2,362	2,315	2,285	2,245	2,215
計	32,025	30,570	31,878	32,507	33,183	33,225	32,318	43,432	42,892	42,132	41,488	40,905	52,547	51,637	50,864	50,080	49,395

- ・一般会計繰入金  
 収支不足分は一般会計から繰り入れるものとしています。
- ・企業債  
 補助事業の40%を企業債発行予定としています。
- ・国庫補助金  
 補助事業の60%を予定しています。

投資額に係る財源

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	合計
補助金	31,322	60,015	107,328	145,517	124,430	115,502	140,030	135,600	147,600	129,600	111,600	114,600	111,600	114,600	111,600	1,248,545
企業債発行	20,881	39,800	71,552	97,011	82,954	77,002	93,354	90,400	98,400	86,400	74,400	76,400	74,400	76,400	74,400	832,153
自主財源	0	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	210
合計	52,203	100,025	178,880	242,528	207,384	192,504	233,384	226,000	246,000	216,000	186,000	191,000	186,000	191,000	186,000	2,834,908

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

主な経費の考え方は以下のとおりです。

- ・委託費  
 浄化センター維持管理や電気工作物保安管理など継続的に発生するものは毎年度一定額を見込み、計画策定などは現時点で想定されるもののみ概算を見込んでいます。
- ・修繕費  
 令和6年度決算額と令和7年度の予算額の平均額を基に令和12年度まで物価上昇率2.8%を反映しています。
- ・動力費  
 令和6年度決算額と令和7年度の予算額の平均額を基に令和12年度まで物価上昇率2.8%を反映しています。
- ・職員給与費  
 人員の増減はないため、令和6年度決算額と令和7年度の予算額の平均額を基に令和12年度まで人件費上昇率2.3%を反映しています。

※令和8年度については予算額に基づいて反映しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業 ・国や県、近隣団体の動向を踏まえた上で適宜検討していきます。
投資の平準化に関する事項	特定環境保全公共下水道事業 ・久米島町特定環境保全公共下水道事業計画書及びストックマネジメント計画に基づき、施設投資や長寿命化、状態監視保全に関わるコストの平準化を図ります。 農業集落排水事業 ・該当ありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業 ・国や県の政策動向、及び類似する他団体の動向などに注視し、検討を行います。
その他の取組	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業 ・該当ありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業 ・2014年(平成26年)に使用料改定をして以来12年間料金を据え置いてきましたが、今後の予測として有収水量の減少に伴い、使用料収入が減少する一方で、物価高騰などによる維持管理費の増加が見込まれています。この収支構造の悪化により今後資金不足になる可能性があります。そのため、資金不足を解消し持続的な事業運営を実現するために令和9年度と令和14年度に使用料の改定をする手続きを進めています。 また、急激な使用料改定は使用者への負担になることから、段階的な改定を行う予定です。
資産活用による収入増加の取組について	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業 ・活用可能な資産があれば適宜検討していきます。
その他の取組	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業 ・上記以外の取組については国や県、他団体等の動向を踏まえ、実現可能なものについては適宜検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業 ・民間委託については現在、可能な限り行っている状況です。 ・ウォーターPPPについては国や県の政策動向及び類似する他団体の動向などに注視し、検討を行います。
職員給与費に関する事項	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業 ・現在、必要最小限の職員数であり、さらなる人員の削減は困難な状況です。今後も増員を見込まず、算出しています。
動力費に関する事項	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業 ・物価高騰の影響による価格変動を想定しています。 ・太陽光パネルを使用した自然エネルギー活用により、一層の動力費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業 ・今後物価高騰の影響による価格変動を想定しています。
修繕費に関する事項	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業 ・日常点検や委託業者との連携により適切な修繕を実施し、施設の延命化を図ります。 ・修繕を計画的に行い、施設などの長寿命化と修繕費の抑制を図ります。
委託費に関する事項	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業 ・実施している委託については適宜内容を精査し検証していきます。また、統合できる委託業務がないか検討し経費削減を図ります。
その他の取組	特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業 ・上記以外の取組については国や県、他団体等の動向を踏まえ、必要に応じて検討を進めていきます。

(4) 投資・財政計画(収支計画)のまとめ

<p>公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としていますが、本町では収支均衡が取れておらず収支不足額を一般会計からの繰入金で賄っている状況です。加えて有収水量の減少に伴う使用料収入の減収傾向が予測される一方で、物価高騰による維持管理費の上昇や計画区域内の下水道施設の整備や老朽化施設の更新等により莫大な資金の支出が予測されており、一般会計からの繰入金なしでは資金不足が生ずる見込みです。このことから、一般会計からの繰入金を削減していく為にも適正な料金水準になるよう料金改定を行います。</p>
---

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	改定した本経営戦略は、PDCAサイクルに基づいた進捗状況の確認・検証、計画見直しを定期的に行っていきます。 進捗状況の確認・検証は毎年度決算実績との対比にて行いき、それを踏まえた計画の見直しは3~5年毎に行っていきます。 但し、社会情勢が大きく変化した場合などはその都度見直しを図っていきます。
---------------------	---

6. 下水道事業のロードマップ

(1) 経費回収率の向上に向けたロードマップ

下水道事業のロードマップ	国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について(令和2年7月22日)」に基づき、経費回収率の向上に向けたロードマップを以下に示します。													
	年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
	項目													
	経営戦略計画期間													
	経営戦略改定		○					○						
	見直し後の計画期間													
使用料の検討			○					○						
使用料の改定				○					○					

(2) 業績目標

ロードマップに従い、経費回収率向上に向けた業績目標を以下に示します。  
 ※使用料収入と汚水処理費については税抜で算出しています。

(単位: 千円 %)

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
項目												
経費回収率(a/b)	41.65%	38.46%	56.02%	53.96%	51.91%	48.87%	49.41%	64.83%	63.85%	62.92%	60.44%	60.62%
使用料収入(a)	30,205	29,380	39,484	38,993	38,302	37,716	37,186	47,770	46,943	46,240	45,527	44,905
汚水処理費(b)	72,516	76,396	70,481	72,258	73,784	77,172	75,254	73,684	73,520	73,486	75,328	74,071

(3) 実施予定時期

令和8(2026)年度から令和18(2036)年度(11年間)

(4) 経費回収率向上に向けた具体的な取組み

① 下水道使用料については、5年に1度経営戦略の進捗・改定を踏まえ、検討します。

・次回使用料改定時期: 令和9(2027)年度

・想定される効果: 改定を行うことで、経費回収率が向上し、汚水処理の経費を受益者によって賄える割合が高まると想定されます。

・令和9(2027)年度、令和14(2032)年度の使用料改定により令和18年度に経費回収率60%以上維持することを目標とします。